

臼杵市  
令和4年度 窓口支援システム導入業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

臼杵市  
令和4年7月

## 1. 調達概要

### 1-1. 調達件名

本業務の名称は「令和4年度 窓口支援システム導入業務委託」(以下「本業務」という。)とする。

### 1-2. 目的

近年総務省は「ICTを活用した業務処理の効率化・迅速化」、「業務の実施体制の見直し」等の業務改革を推し進めている。

このような状況の中、本市においては、ICTを活用したDXの推進の一環として窓口支援システムを導入し、申請書の電子化及び手続きをシステム管理することで、デジタル化3原則(デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ)の実現を目指し、手続きの簡素化を行い、市民サービスの向上と窓口業務の効率化を図るもの。

### 1-3. 本業務の範囲

本件の業務範囲については「臼杵市窓口支援システム導入業務委託仕様書」を参照すること。

### 1-4. スケジュール

令和4年度事業として実施するものとし、システム稼働日については、導入決定業者と調整のうえ決定する。

### 1-5. 提案上限額

本業務にかかる上限額は次のとおり。なお、見積額がこれを超過した場合は失格とする。

(提案上限額)

・システム初期導入費用及びハードウェア等費用

20,885,000円(税込)

※消費税及び地方消費税は10%とする。

※上記は契約予定額を示すものではない。

### 1-6. 利用料

・システム利用料、RPAライセンス使用料、運用支援費用及びハードウェア保守費用

2,420,000円(年額・税込)

※次年度以降のシステム利用料については選定の基準額とし、超過したことによる失格の対象とはならない。

#### 1-7. 本提案依頼に係る提示資料

資料番号	資料名称
別紙1	臼杵市窓口支援システム導入業務委託 提案評価基準
別紙2	データセンター設備要件一覧

#### 1-8. 本提案依頼に係る提出書類

様式番号	様式名称
様式1	プロポーザル参加申込書
様式2	質問書
様式3	企画提案書表紙
様式4	会社概要
様式5	機能要求書

#### 1-9. 本業務実施にあたって遵守すべき法令等

本業務実施にあたっては、次の法令等を遵守すること。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
- (2) 臼杵市個人情報保護条例
- (3) 臼杵市契約規則
- (4) 臼杵市情報セキュリティポリシー
- (5) その他関係法令等

## 2. 提案手続

### 2-1. スケジュール

参加申込書提出期限	令和4年 8月 5日(金) 12時まで(必着)
質問受付期限	令和4年 8月10日(水) 12時まで(必着)
質問に対する回答期限	令和4年 8月17日(水)
提案書及び見積書提出期限	令和4年 8月24日(水) 12時まで(必着)
プレゼンテーション	令和4年 8月31日(水)
選定結果の通知	令和4年 9月上旬

### 2-2. 質問受付

質問は、様式2「質問書」を使用し、質問受付期限である令和4年8月10日(水)までに「2-1 4.資料提出場所及び問合せ窓口」へ電子メールで行うこと。また、電話、FAX及び口頭による本市職員への質問及び個別のヒアリングは禁止する。

### 2-3. 質問に対する回答

質問受付期限までに受け付けた質問については、令和4年 8月17日(水)までに回答を行う。なお、受け付けた質問及び質問に対する回答については公平性及び透明性を確保するため、その内容を質問者の意思に関わらず、辞退者を除く全ての提案参加事業者に公開する。

### 2-4. 参加申込書提出

#### (1) 提出物

参加意思を表明する場合の提出物は次のとおりとする。提出部数は1部とする。

ア 様式1「プロポーザル参加申込書」※代表者印を押印したもの。

#### (2) 提出方法

上記の提出物については、令和4年 8月 5日(金)までに「2-1 4.資料提出場所及び問合せ窓口」に記載の場所に持参または郵送により提出すること。

## 2-5. 提案書、見積書等提出

### (1) 提出物

提案書及び見積書提出期限までの提出物は次のとおりとする。なお、提出物の正本及び副本の紙原本については1部ごとにフラットファイルに綴じて提出すること。

様式番号	正本 (代表者印が押印された紙原本)	副本 (紙原本)
【様式3】企画提案書表紙	1部	1部
【様式4】会社概要	1部	1部
【任意様式】企画提案書	1部	12部
【様式5】「機能要求書」	1部	1部
【任意様式】見積書	1部	1部
電子データ (上記の電子データを保存したCD-R)	1部	不要

### (2) 提出方法

令和4年 8月24日(水)までに「2-14.資料提出場所及び問合せ窓口」に持参または郵送により提出すること。

## 2-6. 提案書、見積書等の様式

### (1) 企画提案書

企画提案書は、原則A4用紙サイズとし、ページ数は30ページ程度とする(A3用紙サイズの使用も差し支えないが、ページ数は、A3用紙片面でA4用紙2ページとして扱う。)。印刷は両面印刷とし、ページ数を付すること。文字サイズは10ポイント以上で作成すること。なお、企画提案書は「【別紙1】臼杵市窓口支援システム導入業務委託提案評価基準」の項目に沿って作成すること。企画提案の記述にあたっては、情報システム担当部門以外の職員が、企画提案者の説明がなくても読んで理解できる内容とすること。

### (2) 調達機器一覧表

提案する調達物の製品名等を一覧(任意様式)に記入し提出すること。

### (3) 見積書

見積書については、必ず社印を押印し、見積金額(年額・税込)を記入し提出すること。なお、見積金額については、内訳がわかるようにしたうえで、任意の様式で見積内訳書を別途提出すること。また、構築に係る費用と本稼働日からサービス利用中(1年間)の費用を2段書きなどわかるように記載すること。内訳は、「導入費用」、「運用保守費用」及び「運用支援費用」がわかるように作成し、人的費用(人日などの工数及び単価)、ハードウェアに係る費用、ソフトウェアに係る費用等の項目は省略せずに金額を記載すること。

(「一式」など一括で金額を計上する方法で中身が判別できない記載方法をしないこと。)

### (4) 機能要求書

機能要求書については、様式5「機能要求書」に記入し提出すること。なお、機能要件については、提案する本システムの機能において、臼杵市窓口支援システム導入業務委託仕様書に記載する項目の内容に沿って作成すること。

※機能要求書において「対応不可」の場合でも提案を妨げるものではない。

## 2-7. プレゼンテーション・ヒアリングの実施

### (1) 実施日及び質疑応答

- ・令和4年8月31日(月)  
※実施場所及び実施時間は、後日個別に連絡する。
- ・評価項目  
評価項目は「【別紙1】臼杵市窓口支援システム導入業務委託提案評価基準」に記載のとおりとする。記載の順番にプレゼンテーションを行い、どの項目を説明しているのかがわかるようにすること。
- ・時間配分  
1者あたり75分以内(プレゼンテーション45分以内、質疑応答30分以内)
- ・その他  
プレゼンテーションソフト等を使用する場合は、パソコン、プロジェクタ、ポインタ等は持参すること。スクリーンは事務局にて準備を行う。

### (2) 内容

- ・プレゼンテーションの内容については、本市が提示する「【別紙1】臼杵市窓口支援システム導入業務委託提案評価基準」に沿って作成された企画提案書内容と齟齬がないこと。
- ・デモ機を使用して、実際の住民異動(転出・転入、異動届を伴わない異動、死亡に伴う異動)に関する手続きを実演すること。

### (3) 留意事項

- ・既に提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。
- ・プレゼンテーションに参加しない者は失格とする

## 2-8. 最優秀提案者決定通知

最優秀提案者が決定した旨の通知は、すべての提案事業者(辞退者を除く。)に文書にて行うものとする。送付先については、様式1「プロポーザル参加申込書」に記載された所在地又は住所に送付し担当者宛とする。

## 2-9. 選考方法

選考方法は、次に掲げる方法による。

- (1) 「公募型プロポーザル方式」により最優秀提案者を決定する。
- (2) 選定機関については、本市が設置する「臼杵市窓口支援システム導入業務委託選定委員会」において選定を行う。
- (3) 選定にあたっては、「臼杵市窓口支援システム導入業務委託仕様書」の要件項目のうち一部が満たせない場合においても提案を妨げるものではない。
- (4) 評価を実施するにあたっての項目については「【別紙1】臼杵市窓口支援システム導入業務委託提案評価基準」のとおりとする。

- (5) 審査方法は、提出された企画提案書、見積書一式、その他提出物による書類審査及びプレゼンテーションによるものとし、合計評価点が基準（総合点の6割以上）を満たした者の中から最も高い事業者を最優秀提案者に決定する。
- (6) 合計評価点が最も高い事業者が2以上ある場合は、プレゼンテーションに対する評価点が高い者を最優秀提案者に決定する。また、見積額も同点の場合は、提案額に対する評価が高い者を最優秀提案者に決定する。

#### 2-10. 提案事業者としての資格要件

以下に掲げる要件を全て満足する者であること。

- ・本市のネットワークを利用したシステムの導入が見込めること
- ・本市の端末環境を利用したシステムの導入が見込めること
- ・本市住民記録システムとの前方連携及び後方連携が見込めること
- ・臼杵市一般競争入札参加資格名簿に登録されている若しくは登録が見込めること
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

#### 2-11. 参加資格

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

また、1つの法人又は団体若しくは同一人が代表者となっている法人等が、重複して複数の参加表明を行った場合、その者の提案は無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) プライバシーマーク又はISMS適合（ISO/IEC27001やJISQ27001）の国際規格を取得していること。
- (6) 県内外を問わず複数市町村による窓口支援システムの導入に携わった経験があること。

なお、複数者共同で提案（以下「共同提案」という。）に参加する場合は、共同提案の代表者は上記(1)から(5)の要件を全て満たし、代表者以外の者は上記(1)から(4)の要件を全て満たしていること。

#### 2-12. 失格要件

参加者が次のいずれかに該当する場合は、無効・失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合。
- (2) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合。

- (3)提案見積額が、提案における費用上限額を超えている場合。
- (4)企画提案書等に虚偽の内容が記載されていると認められた場合。
- (5)本プロポーザルの審査又は契約等に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められた場合。

#### 2-13. その他留意事項

- ・参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確・錯誤等による異議の申し立てを行うことはできない。
- ・企画提案書等について、提出方法・提出先及び提出期限に適合しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものではなく、かつ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合のみ受け付けることとする。
- ・本プロポーザルの日程等に変更があった場合は、速やかに参加者へ通知する。
- ・提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- ・企画提案書等の提出は、1参加者あたり1提案のみとする。
- ・企画提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。
- ・企画提案書等に記載された内容は、受託後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。事業費に含めないオプション提案についてはわかりやすく「オプション」と標記すること。
- ・提出された企画提案書等の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合には、速やかに回答すること。
- ・企画提案に係る一切の経費は、提案者の負担とする
- ・受託候補者とした通知をもって本調達業務の契約を約すものではない。
- ・合計点数には、最低点を設定するため、1者のみでも受託候補者の該当がない場合がある。
- ・審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも、応じないこととする。
- ・本市から提示した本プロポーザルに関する資料を、本調達業務企画提案以外の目的で使用すること、及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- ・電子メール等の通信事故について、当市はいかなる責任を負わない。

#### 2-14. 資料提出場所及び問合せ窓口

〒875-8501

大分県臼杵市大字臼杵72番1

臼杵市役所

担当:総務課 DX推進室

電話:0972-63-1111(内線:2133)

メール:jyouhou@city.usuki.oita.jp